

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、国土交通省に2019年度移動等円滑化取組報告書を提出しましたので、同法第9条の6の規定に基づき、公表いたします。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
帝塚山駅	<ul style="list-style-type: none"> ・2番線ホームの階段（改札レベル～ホームレベル）を撤去しスロープを整備する。（2019年度） （※1番線ホームについては2021年度以降の大規模改修に併せて段差解消を実施する。） ・障がい者対応型トイレを新たに整備する。（2019年度） 	計画通り実施済み
岸里玉出駅	<ul style="list-style-type: none"> ・玉出口及び岸里口の計2カ所の既存の車いす使用者用トイレを障がい者対応型トイレへ改修（オストメイト設備や折りたたみ式大型ベッドの整備等）する。（2019年度） 	計画通り実施済み
吉見ノ里駅	<ul style="list-style-type: none"> ・1, 2番線ホームの基準不適合スロープ（改札レベル～ホームレベル）を基準に適合したスロープへ改修する。（2019年度） ・障がい者対応型トイレを新たに整備する。（2019年度） ・ホーム嵩上げを実施する。（2019年度） ・内方線付き点状ブロックを整備する。（2019年度） 	計画通り実施済み
忠岡駅	<ul style="list-style-type: none"> ・ホーム嵩上げを実施する。（2019年度） ・内方線付き点状ブロックを整備する。（2019年度） 	計画通り実施済み

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
階段部の音響案内装置の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・下記8駅（18箇所）において、鳥の鳴き声を模した音響による案内装置の整備を実施する。（2019年度） （天下茶屋駅6箇所、帝塚山駅2箇所、沢ノ町駅2箇所、百舌鳥八幡駅2箇所、大阪狭山市駅2箇所、橋本駅2箇所、極楽橋駅1箇所、高野山駅1箇所） 	計画通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
異常時の情報提供を行う改札口案内表示装置の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・堺東駅（東改札口）、極楽橋駅・高野山駅において、異常時の情報提供を行う改札口案内表示装置の整備（各駅1箇所）を行う。（2019年度） 	計画通り実施済み

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅対応力向上研修の実施	駅係員に対して、視覚障がいをお客さまや車いすをご利用のお客さまへの対応方法をロールプレイング形式で研修を実施する。(2019年度(以降も同様に実施予定))	計画通り実施済み
接遇ロールプレイ発表会の実施	上記研修「駅対応力向上研修」の受講者を対象に、視覚障がいをお客さまが、乗車券の購入から電車への乗車に至るまでの誘導や補助対応についてロールプレイング形式で発表し、望ましい対応方法等についての浸透度や理解度などの研修効果を確認するための発表会を実施する。(2019年度(以降も同様に実施予定))	計画通り実施済み
交通サポートマネージャー研修の受講	交通エコロジー・モビリティ財団主催の、障がい当事者及び専門家が講師となって、接遇や介助の基本を、座学、実技、グループワークを通して学ぶ研修に、主に本社部門の教育担当者が参加する。(2019年度(以降も同様に参加予定))	計画通り実施済み
サービス介助士の取得	駅・列車区の監督者に対して、サービス介助士技能講座を当社負担での受講体制を構築しており、サービス介助士の取得を義務化している。(2019年度(以降も同様に実施予定))	計画通り実施済み
関係機関との連携	視覚支援学校の教員研修へ協力を行う。(線路へ転落した際の対応方法、ホームから車両へ乗車する際の白杖の使い方、鉄道施設の理解など)(2019年度)	計画通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・各部でのバリアフリー担当者を明確にし、バリアフリー化の実施体制を構築したことで、整備駅や整備時期の整合性を調整し、より効果的なバリアフリー化となるよう推進した。

(3) その他

--

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	<p>○</p>

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、国土交通省に2019年度移動等円滑化取組報告書を提出しましたので、同法第9条の6の規定に基づき、公表いたします。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
8300系車両（南海線）	南海線に8300系車両を4編成12両導入する。（2019年度）	計画通り実施済み
8300系車両（高野線）	高野線に8300系車両を5編成18両導入する。（2019年度）	計画通り実施済み
9000系車両（南海線）	南海線所属の9000系車両2編成8両の改造工事時にバリアフリー化を行う。（2019年度）	計画通り実施済み

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ドアチャイム、ドア開閉動作開始ランプを備えた車両の導入	ドアチャイム及びドア開閉動作開始ランプを備えた車両を南海線に4編成12両、高野線に5編成18両導入した。	計画に追加して実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示装置を備えた車両の導入	車内案内表示装置を備えた車両を南海線に4編成12両、高野線に5編成18両導入した。	計画に追加して実施

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
交通サポートマネージャー研修の受講	交通エコロジー・モビリティ財団主催の、障がい当事者及び専門家が講師となって、接遇や介助の基本を、座学、実技、グループワークを通して学ぶ研修に、主に本社部門の教育担当者が参加する。(2019年度(以降も同様に参加予定))	計画通り実施済み
サービス介助士の取得	駅・列車区の監督者に対して、サービス介助士技能講座を当社負担での受講体制を構築しており、サービス介助士の取得を義務化している。(2019年度(以降も同様に実施予定))	計画通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・各部でのバリアフリー担当者を明確にし、バリアフリー化の実施体制を構築したことで、整備駅や整備時期の整合性を調整し、より効果的なバリアフリー化となるよう推進した。

(3) その他

--

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(特急型車両)	17 編成 80 (両)	2 編成 8 (両)	15 編成	17 編成	2 編成	17 編成	17 編成
普通鉄道(その他)	175 編成 612 (両)	55 編成 192 (両)	117 編成	0 編成	0 編成	71 編成	175 編成
鋼索鉄道	2 編成 4 (両)	2 編成 4 (両)	2 編成	0 編成	0 編成	2 編成	2 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	194 編成 696 (両)	59 編成 204 (両)	134 編成	17 編成	2 編成	90 編成	194 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

2020年度移動等円滑化取組計画につきまして

南海電気鉄道株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、国土交通省に2020年度移動等円滑化取組計画書を提出しましたので、同法第9条の6の規定に基づき、公表いたします。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

①旅客施設について

- ・バリアフリー法に基づく駅の段差解消に向けて、1駅でエレベーター（2020年度）、1駅でスロープ（2021年度以降）の整備を実施する。
- ・バリアフリー法に基づく駅の内方線付き点状ブロックについて、2019年度で全駅完了している。平均乗降数3,000人未満の駅うち、2020～2022年度で計11駅を整備する。

②車両について

- ・老朽化した車両をバリアフリー化された車両に順次更新し、2023年度までに計54両導入する。また、2022年度までに、9000系車両24両の改造工事時にバリアフリー化対応を行う。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ##### ①プラットホーム上の階段部分において、階段の位置を認識することができる、音響案内装置（鳥の鳴き声を模した音響）の整備の充実を図る。

（2020年4駅（8箇所）、2021年以降も順次整備）

- ##### ②人身事故や災害時等の異常時において、運転見合わせ区間や振替輸送等の情報を提供するための、改札口案内表示装置の整備の充実を図る。

（2021年度以降も順次整備）

- ##### ③視覚障がいをお客さまや車いすをご利用のお客さま等への対応力の向上を図るため、資格の取得、研修の実施、関係機関との連携等を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・岸里玉出駅 (高野線)	・2階改札内から高野線3階上下ホームへエレベーターを新設する(2020年度)

<ul style="list-style-type: none"> ・紀ノ川駅 ・天見駅 ・千早口駅 ・8300系車両（高野線） ・9000系車両（南海線） 	<ul style="list-style-type: none"> ・内方線付き点状ブロックを整備する。（2020年度） ・内方線付き点状ブロックを整備する。（2020年度） ・内方線付き点状ブロックを整備する。（2020年度） ・高野線に8300系車両を4編成12両導入する。（2020～2021年度） ・南海線所属の9000系車両2編成8両の改造工事時にバリアフリー化を行う。（2020年度）
--	--

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・階段部の音響案内装置の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記4駅（8箇所）において、鳥の鳴き声を模した音響による案内装置の整備を実施する。（2020年度） （泉佐野駅3箇所、岡田浦駅2箇所、紀ノ川駅2箇所、萩ノ茶屋駅1箇所）
<ul style="list-style-type: none"> ・ドアチャイム、ドア開閉動作開始ランプを備えた車両の導入（高野線） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高野線にドアチャイム及びドア開閉動作開始ランプを備えた車両（8300系）を4編成12両導入する。（2020～2021年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・ドアチャイム、ドア開閉動作開始ランプを備えた車両の導入（南海線） 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海線にドアチャイム及びドア開閉動作開始ランプを備えた車両（9000系）を2編成8両導入する。（2020年度）

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・異常時の情報提供を行う改札口案内表示装置の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・異常時の情報提供を行う改札口案内表示装置の整備を行う。（2021年度以降）

<ul style="list-style-type: none"> ・列車の運行情報などを配信する案海アプリの配信 ・車内案内表示装置を備えた車両の導入（高野線） ・車内案内表示装置を備えた車両の導入（南海線） 	<ul style="list-style-type: none"> ・列車走行位置や駅情報などの発信のほか、30分以上の遅延など運行支障が発生した場合にプッシュ通知でお知らせする。（2020年度より席ゆずりあいアシスト機能追加予定） ・高野線に車内案内表示装置を備えた車両（8300系）を4編成12両導入する。（2020～2021年度） ・南海線に車内案内表示装置を備えた車両（9000系）を2編成8両導入する。（2020年度）
---	--

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・駅対応力向上研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅係員に対して、視覚障がいをお客さまや車いすをご利用のお客さまへの対応方法をロールプレイング形式で研修を実施する。（2020年度（以降も同様に実施予定））
<ul style="list-style-type: none"> ・接遇ロールプレイ発表会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記研修「駅対応力向上研修」の受講者を対象に、視覚障がいを有するお客さまが、乗車券の購入から電車への乗車に至るまでの誘導や補助対応についてロールプレイング形式で発表し、望ましい対応方法等についての浸透度や理解度などの研修効果を確認するための発表会を実施する。（2020年度（以降も同様に実施予定））
<ul style="list-style-type: none"> ・交通サポートマネージャー研修の受講 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通エコロジー・モビリティ財団主催の、障がい当事者及び専門家が講師となって、接遇や介助の基本を、座学、実技、グループワークを通して学ぶ研修に、主に本社部門の教育担当者が参加する。（2020年度（以降も同様に参加予定））
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス介助士の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス介助士技能講座を当社負担での受講体制を構築しており、サービス介助士の取得を義務化している。（2020年度（以降も同様に実施予定））

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・各部バリアフリー担当者での会議を定期的開催し、バリアフリーに関する方針や課題等について広く意見を集約し推進する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

- ・平均乗降数 3,000 人以上の駅において、階段踏面の端部の色明示や 2 段手摺化及び券売機の蹴込改修を 2022 年度までに完了させる。
- ・ホームからの転落防止対策として、ホーム縁端部に 300mm 幅の赤色明示（CPライン）を行い、順次、視認性の向上を図る。